



第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1. 教育・保育給付事業等の推進

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。これまで中央市の教育・保育の提供区域については、中央市全域で需給調整を行ってきました。

人口推計や施設の利用状況、ニーズ調査などから推測すると、今後子どもの数は減少傾向にあり、さらに大規模な宅地開発等の計画による人口増加や保護者ニーズの大きな変化は考えにくい状況です。

加えて、利用者の自宅に近い施設を希望する人が多い半面、就労先の近隣や通勤途中にある施設を希望する人もおり、広域利用に対応するため、これまでどおり中央市全域を1区域とします。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に中央市全域を1区域とします。





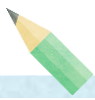
(2) 児童人口の推計

計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間の児童人口の推計値は、0歳児～5歳児、6歳児～11歳児ともに減少傾向となっています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	217	211	204	199	195
1歳	229	221	214	208	203
2歳	222	224	217	210	204
3歳	246	217	219	213	206
4歳	250	253	224	226	220
5歳	263	250	253	224	227
0歳～5歳	1,427	1,376	1,331	1,280	1,255
6歳	263	262	249	252	223
7歳	282	264	263	250	253
8歳	277	282	264	263	250
9歳	271	274	279	261	261
10歳	260	270	275	280	262
11歳	290	258	270	273	278
6歳～11歳	1,643	1,610	1,600	1,579	1,527
合計	3,070	2,986	2,931	2,859	2,782

※住民基本台帳（各年3月31日現在）を基にしたコーホート法による推計



(3) 教育・保育認定について

平成 27 年 4 月より施行された子ども・子育て支援法では、教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を創設し、従来個別に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

この結果、各園が安定的に事業を運営することができ、ひいては子どもの受け皿の確保につながっています。

教育・保育給付を受けるためには、児童の年齢と保護者の就労状況等に応じて、中央市が定める「教育・保育給付認定」を受ける必要があります、その認定区分は次のとおりです。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	利用先
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	幼稚園 認定こども園
2号認定		主に保育	高い	保育所(園) 認定こども園
3号認定	0～2歳			

参考：市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き

◇ 1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の児童で、教育を希望する場合。（主な利用先は幼稚園・認定こども園）

◇ 2号認定（保育認定）

満3歳以上の児童で、保育の必要性がある場合。（主な利用先は保育園・認定こども園）

◇ 3号認定（保育認定）

満3歳未満の児童で、保育の必要性がある場合。（主な利用先は保育園・認定こども園・地域型保育事業所等）

※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。

◇ 「保育標準時間」

保護者（両親等）とともに月120時間以上の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は11時間。

◇ 「保育短時間」

保護者（両親等）の両方又はいずれかが月48時間以上120時間未満の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は8時間。



(4) 子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化について

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化に係る規定が整備され、令和元年10月から施行されました。

本市では無償化による認定区分を改正子ども・子育て支援法に基づき以下のとおり設け、就学前児童をもつ保護者の経済的負担の軽減に努めます。

無償化の対象と範囲

園種別 年齢		認可保育所 認定こども園 小規模保育 事業所 (2号・3号)	幼稚園 認定こども園(1号)		私学助成幼稚園		国立大学 附属幼稚園		認可外 保育施設 等	障害児 通園施設等
			教育	預かり 保育	教育	預かり 保育	教育	預かり 保育		
3～5歳児 クラス		利用料 無償化	利用料 無償化	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	月額上限 25,700円 まで無償	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	月額上限 8,700円ま で無償	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	(※) 月額上限 37,000円 まで無償	利用料 無償化
満3歳 児 (3歳に なった 日から 最初の 3月3 1日まで にある子 ども)	市民税 課税 世帯	/	利用料 無償化	無償化 対象外	月額上限 25,700円 まで無償	無償化 対象外	月額上限 8,700円ま で無償	無償化 対象外	/	/
	市民税 非課税 世帯	/	利用料 無償化	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	月額上限 25,700円 まで無償	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	月額上限 8,700円ま で無償	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	/	/
市民税非課税世帯 の 0～2歳児 クラス		利用料 無償化	/	/	/	/	/	/	(※) 月額上限 42,000円 まで無償	/

(※) 保育の必要性の認定が必要です。

0～2歳は、世帯の課税状況によって無償となる場合があります。

赤枠に該当する場合は、市に申請し認定を受ける必要があります。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	ニーズ推計値	120	114	110	105	104
2号認定（3～5歳）※幼児教育	ニーズ推計値	37	35	34	32	32
2号認定（3～5歳）※保育所等	ニーズ推計値	533	505	488	465	458
1号・2号認定ニーズ推計合計（量の見込み）		690	654	632	602	594
3～5歳人口推計合計		759	720	696	663	653
教育・保育施設を利用していない人数（潜在値）		69	66	64	61	59
1号・2号認定確保量（各施設の受け入れ可能人数の合計）		972	972	972	972	972

【量の見込みと確保量】

令和2年度以降の量の見込みについては、児童人口の減少にともない、減少傾向にあります。

確保量については、令和2年度の各施設の受け入れ可能人数の合計値 972 人としています。

【確保方策】

令和2年から6年までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っているため、待機児童は発生しないと予想されます。各施設の受け入れ可能人数の維持に努めていきます。





(2) 3号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定（0歳）	ニーズ推計値	113	110	106	104	102
3号認定（1・2歳）	ニーズ推計値	239	236	228	221	215
3号認定ニーズ推計合計（量の見込み）		352	346	334	325	317
0～2歳人口推計合計		668	656	635	617	602
教育・保育施設を利用していない人数（潜在値）		316	310	301	292	285
3号認定確保量（各施設の受け入れ可能人数の合計）		353	353	353	353	353

【量の見込みと確保量】

令和2年度以降の量の見込みについては、児童人口の減少にともない、減少傾向にあります。

確保量については、令和2年度の各施設の受け入れ可能人数の合計値 353 人としています。

【確保方策】

令和2年から6年までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っている状況ですが、幼児教育の無償化によって、3号認定の児童の教育・保育施設の利用が増える可能性もあります。今後の利用状況を把握しながら、施設整備や保育士の拡充など、確保量の維持・拡大に努めていきます。





3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

①事業の概要

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：施設数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

現状では、事業を行っている施設は1か所であり、今後も増設の予定はないことから、見込み量、確保量ともに1か所としています。

③確保方策

教育・保育事業や地域子育て支援事業等の円滑な利用環境構築に努めていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,126	6,042	5,873	5,731	5,616
確保量	6,126	6,042	5,873	5,731	5,616

量の見込みは減少傾向にありますが、子育ての不安解消など子育て支援に重要な役割を果たす事業のため、今後も事業の充実を図っていく必要があります。確保量はニーズに对应されていることから、見込み量と同数としています。

③確保方策

今後のニーズに対応するため、実施体制の充実に努めます。



(3) 妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）

①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	225	220	216	211	205
確保量	225	220	216	211	205

事業の利用者は年度の妊婦数によって変動があります。対象人口の推計結果から減少が予測されています。すべての対象者に対して実施する事業のため、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

今後も事業の維持に努め、安心・安全に出産ができるよう、助成事業を継続していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	196	191	184	180	176
確保量	196	191	184	180	176

対象乳児は人口推計から減少傾向となっています。実施率は100%を基本としていますので、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

人口推計は減少する見込みですが、社会状況の変化によって、転入してくる乳児が増える可能性もあります。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。



(5) 養育支援訪問事業

①事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	29	29	28	27
確保量	30	29	29	28	27

対象者数は年度によって変動しますが、養育支援が必要なすべての家庭に訪問を行うことを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

③確保方策

今後も適切な養育支援が行えるよう、職員体制の維持に努め、事業の100%の実施を図っていきます。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

①事業の概要

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

中央市では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、「中央市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、関係機関の関係者を委員に任命し、各事項についての協議・活動を行っています。

③確保方策

令和2年度以降も「中央市要保護児童対策地域協議会」を母体として、ネットワーク機能の強化を図っていきます。



(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

①事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

②量の見込みと確保量

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	4	4
確保量	5	5	5	4	4

家庭の状況によって利用者数が大きく変動するため、量の見込みの推計が困難な事業ですが、ニーズに対応できる実施体制の確保に努めます。

③確保方策

事業内容の理解や認知度が低い傾向にあります。今後も引き続き、事業内容の周知と量の確保を図っていきます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

①事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

②量の見込みと確保量

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	585	575	553	545	517
確保量	585	575	553	545	517

利用者の状況により、ニーズが大きく変動する事業です。現状ではニーズに応えられているため、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

確保量の維持のためには、提供会員の確保・拡充が重要となってきます。今後のニーズの変動にも対応できるよう、提供会員の登録数拡充に努めていきます。



(9) 一時預かり事業

①事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

市内の認定こども園では、教育時間終了後や夏季休業時等に子どもを預かる事業として実施しています。

公立保育園では、入所していない子どもが一時的に保育を必要とする場合、子どもを預かる事業として実施しています。

②量の見込みと確保量

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,611	4,481	4,449	4,339	4,371
確保量	4,611	4,481	4,449	4,339	4,371

【上記以外の一時預かり】 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	204	197	195	188	191
確保量	204	197	195	188	191

量の見込みの推計は減少傾向にあります。現状では、ニーズに応えられていることから、見込み量と同数を確保量としています。

③確保方策

量の見込みの推計は減少傾向にありますが、今後幼児教育へのニーズの高まりが予想されるため、幼稚園における一時預かりの利用が増加する可能性があります。実施施設の拡充など、ニーズに対応できる実施体制の維持・確保に努めていきます。



(10) 延長保育事業

①事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,707	5,608	5,530	5,419	5,415
確保量	5,707	5,608	5,530	5,419	5,415

現在、延長保育は市内教育・保育施設の全園で実施しています。

令和2年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見込まれます。

③確保方策

現状は利用希望者のニーズにすべて応えることができていますが、今後、保護者の就労形態など社会状況の変化によっては、延長保育のニーズが高まっていくことも予想されます。今後も利用ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の維持、確保に努めていきます。

(11) 病児保育事業

①事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	333	344	357	368	387
確保量	333	344	357	368	387

量の見込みは増加傾向となっています。平成30年度から県内での広域利用が可能になったため、確保量は量の見込みと同数としています。

③確保方策

県内での広域利用を確保量の前提としています。利用できる施設の情報提供を行うとともに、利用者が使いやすい体制の整備とニーズへの対応を図っていきます。



(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

②量の見込みと確保量

【低学年（1年生～3年生）】 （単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	398	394	382	380	363
確保量	398	398	398	398	398

【高学年（4年生～6年生）】 （単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	103	102	99	98	94
確保量	103	103	103	103	103

児童人口の減少を受けて、量の見込みは低学年、高学年ともに減少傾向と推計されています。年度内の変動もありますので現状ではニーズを満たす確保量となっていますが、今後の女性の就業率の上昇によっては減少ではなく、横ばいとなる傾向も考えられるため、確保量は令和3年度以降も同数としています。

③確保方策

児童人口は減少していきませんが、一方では女性の就業率の上昇も見込まれます。そのため、放課後児童健全育成事業のニーズが高まることも予想されますので、学校の余裕教室等の利用や放課後児童支援員の確保に努めていきます。



(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用（日用品費等⁶）及び、私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園）に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用（副食費⁷）を助成する事業です。

②量の見込みと確保量

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保量	5	5	5	5	5

対象者数は年度によって変動しますが、給付が必要なすべての世帯に対応することを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

③確保方策

今後も適切に給付を行えるよう、予算の確保に努めます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

⁶ 生活保護世帯等に属する子どもの日用品費が対象

⁷ 年収 360 万円未満相当の世帯に属する子ども又は、小学 3 年生までのきょうだいに対して 3 子目以降子どもの副食費が対象